

豊明市音楽家協会 運営規約

第 1 条 (会の目的)

クラシック音楽のプロ演奏家団体である『豊明市音楽家協会』の準備・運営の業務を円滑に進め、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

第 2 条 (名称) この会の名称を次のとおりとする。

豊明市音楽家協会 英語表記 Toyoakeshi Musicans Association

第 3 条 (事務局所在地) この会の事務局を以下に置く。

〒470-1131 愛知県豊明市二村台 4-2-17

第 4 条 (会員)

音楽大学を卒業程度、または同程度の実力を有すると、代表が認めた者を入会の条件とする。

第 5 条 (役員) この会に以下の役員を置く。

代表 1 名 副代表 1 名

第 6 条 (役員の任期) 役員の任期は総会で定める。

第 7 条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第 8 条 (運営)

適宜、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第 9 条 (会費)

会費は総会で定めることとし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第 10 条 (規約改正) この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 高田知子
副代表 中村真由

2. この規約は 2015 (平成 27) 年 8 月 1 日から適用する。